

静岡文化芸術大学広報委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則第13条第1項の規定に基づき、本学の情報を迅速かつ正確に学内外に提供することにより、社会的認知度の向上及び学生募集並びに地域社会との連携促進に寄与するために設置する静岡文化芸術大学広報委員会（以下「広報委員会」という。）の組織その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 広報委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長のうちから学長が指名する者
- (2) 学科ごとに教授、准教授又は専任講師のうちから1名
- (3) 研究科ごとに教授、准教授又は専任講師のうちから1名
- (4) 事務局長
- (5) 事務局次長
- (6) 企画室長
- (7) 地域連携室長
- (8) 教務・学生室長
- (9) 入試室長
- (10) キャリア支援室長
- (11) その他学長が指名する者

(所掌事項)

第3条 広報委員会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて学長に報告又は具申する。

- (1) 大学全体の広報戦略、広報事業計画に関すること。
- (2) 具体的な事業計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 大学認知度の向上及び教育研究内容の広報に関すること。
- (4) 学生募集の広報に関すること。
- (5) その他広報に関すること

(委員の任期)

第4条 第2条第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第5条 広報委員会に委員長を置き、副学長をこれに充てる。

2 委員長は、広報委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、企画室で処理する。

(専門部会)

第8条 大学の広報活動に関する専門的な事項を検討、実践するため、委員会の中に専門部会を置くことができる。

2 専門部会については、別に定める。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。